

事務連絡  
令和3年9月22日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和3年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和3年8月から9月の間に改定公示のすべてが行われ、令和3年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴会におかれましても、傘下の会員等に対し、改定額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今年度の改定額を記載したポスター及びリーフレットを作成しておりますので、最低賃金の周知にあたっては、都道府県労働局にお問い合わせの上、当該周知広報にご活用いただければ幸いです。

なお、最低賃金に係る問合せにつきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談いただくようお願いいたします。

（参考：都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>